平成２７年（フ）第２２７７号
大阪府東大阪市御厨中１丁目１番10号　山昇マンション２Ｆ　206号
債務者　水野　嘉子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３４３号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目36番８号
債務者　岡本　尚美
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０４号
大阪市天王寺区国分町２番２号　シーズ天王寺イーストⅡ501号
債務者　森本琳こと　王　　琳
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０８号
大阪市都島区中野町２丁目13番18―1001号
債務者　竹田　聡志
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２７号
大阪市平野区平野市町１丁目11番14号　アネシオン平野301号
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８９号
大阪府寝屋川市日之出町６番29―805号
債務者　橋本データサービスこと　橋本　美雪（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５４２号
大阪市此花区酉島４丁目１番16―402号
債務者　内田　堅治
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８４号
大阪府東大阪市横沼町２丁目６番３号　中川マンション202号
債務者　大塚　三夫
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８６号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1113号
債務者　原　　修
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１５号
大阪市天王寺区清水谷町14番18―1802号
債務者　長谷川祐子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１８号
大阪市浪速区日本橋３丁目１番22号　２号
債務者　岡野久美子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２５号
大阪市西淀川区大和田２丁目６番８―1003号
債務者　水津　史江
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００号
茨城県取手市駒場２丁目12番11号
債務者　吉山あや子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
茨城県守谷市松前台５丁目４番地15　コーポエビハラ202、前住所茨城県守谷市松ケ丘１丁目27番地１　カポリーネアⅡ　201
債務者　小南舘　剛
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
茨城県取手市野々井173番地５
債務者　久保田道晴
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
茨城県取手市取手１丁目５番11号　つつじの郷（509）、前住所千葉県松戸市稔台２丁目51番地の７　稔台ドエル202号
債務者　鈴木　麻代
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
北海道余市郡余市町朝日町72番地12
債務者　西野　　茂
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部